



# 幼児教育・保育が無償化されます

問 [無償化全般] こども課幼保係 ☎95-9887

[障害児の通所・入所] 福祉課社会福祉係 ☎95-9884

幼稚園・保育所などを利用する以下の子どもの利用料が無償化されます。無償化の対象になるには、施設を利用する前に市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育の必要性の認定とは、父母が就労や就学、出産などの条件に該当している場合です。詳しくは、市ホームページで確認してください。

## 1. 幼稚園、認可保育所、認定こども園など

- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が無償化
- ・0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化
- ・私立幼稚園などは、満3歳から月額25,700円まで無償化

無償化に伴い、原則給食（主食及び副食）の費用は実費負担です。  
年収360万円未満相当世帯と第3子は、費用が免除されます。第3子の範囲や免除費用の範囲は、利用施設により異なります。  
原則申請不要ですが、私立幼稚園などの利用者は申請が必要です。  
認定保育時間を超えた延長保育料は無償化の対象外です。

## 2. 幼稚園の預かり保育

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、利用日数に応じて1日当たり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた満3歳（3歳になった日から次の3月末日まで）の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日当たり450円、月額16,300円を上限に無償化

## 3. 認可外保育施設など

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもの利用料が、市民税非課税世帯を対象として月額42,000円まで無償化

対象施設などは、認可外保育施設（一定の基準を満たす施設）、一時預かり事業（プチ保育事業）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。  
幼稚園（平日8時間又は年間200日以上）の預かり保育を提供している場合、認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業を利用している場合は対象外です。

※企業主導型保育事業を利用している3～5歳児クラス及び0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、標準的な利用料が無償化の対象です。

## 4. 障害児通所（入所）支援

- ・満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの子どもの利用料が無償化

幼稚園、認可保育所、認定こども園などと併せて利用する場合も無償化の対象です。  
対象支援などは児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所及び医療型障害児入所です。

